

保護者の皆様へ

愛西市教育委員会  
愛西市小中学校長会

## 新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等の一部変更について

日頃は愛西市の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

令和4年9月7日付けで厚生労働省事務連絡にて「療養期間等の見直し」がされ、文部科学省より「基本的対処方針」が変更されました。その通知を受け、次の通り対応を一部変更させていただきます。

コロナウイルスの新たな変異株は感染力が強い等という報道もなされております。保護者の皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防、および、感染症拡大防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

※変更は太字部分（※4）です

| 項目 | 児童・生徒の状況                                                                     |    | 出席の扱い                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 検査※1結果が陽性                                                                    |    | 出席停止※2<br>〈症状のある場合〉発症日から7日間経過し、かつ<br>症状軽快後24時間経過するまで※4<br>〈無症状の場合〉検体採取日から7日間経過するまで |
| 2  | 濃厚接触者と特定され、検査を受けた                                                            | 陽性 | 検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ                                                              |
| 3  |                                                                              | 陰性 | 出席停止<br>(最終接触日より原則5日間)                                                             |
| 4  | 濃厚接触者ではないが感染の疑いがあるため検査を受けた                                                   | 陽性 | 検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ                                                              |
| 5  |                                                                              | 陰性 | 検査結果が陰性と判明するまで出席停止                                                                 |
| 6  | 同居の家族の検査結果が陽性                                                                |    | 出席停止<br>(最終接触日より原則5日間)                                                             |
| 7  | 同居の家族が濃厚接触者と特定された<br>(感染者、職場、学校等から連絡を受け、濃厚接触の疑いがあるとして所定の期間自宅待機することとなった場合を含む) |    | 登校を控える※3 (出席停止の扱い)<br>(当該家族の検査で陰性と判明するまで)                                          |
| 8  | 本人もしくは同居の家族が感染した疑い(風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる)がある、もしくは検査を受ける場合                     |    | 登校を控える※3 (出席停止の扱い)<br>(感染の疑いなくなる、もしくは検査で陰性と判明するまで)                                 |

※1 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がそれにあたります。

※2 臨時休業の必要性については保健所・学校医と協議し、臨時休業が必要であると判断された場合は、臨時休業期間や対象範囲(学校、学年、学級)について、保健所・学校医の指導のもとで決定することとします。その場合、臨時休業中に予定されている行事が中止・延期となることがあります。

※3 医療機関・学校にご相談ください。(地域の感染レベル等によって対応が変わります)

※4 療養期間の見直しについて…これまで、有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合としていましたが、今後、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合となります。ただし、10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底が呼びかけられております。

<その他>

○ お子様や同居のご家族が新型コロナウイルスに感染しているおそれがある場合等には、昼夜を問わず学校と保健所にご連絡ください。

八開中学校 Tel 0567-37-0684 (夜間は市役所 26-8111 におかけください)

津島保健所 (受診・相談センター) Tel 0567-24-6999

○ 教職員もしくはその家族が、1～8に該当する場合もこれに準じた対応をします。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止解除届の提出は必要ありません。

※ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。